

第7章 保存管理の方向性と方法

第1節 保存管理の方向性

第6章で定めた基本方針に基づき、保存管理の方向性は次のとおりとする。

広島城跡の本質的価値を構成する要素を明確化し、日常的な維持管理を確実に行うことにより、良好な歴史的景観の保全と次世代への確実な継承を図る。また、保存・活用のために必要となる調査研究を計画的・継続的に進め、広島城跡の一層の魅力向上に努めるとともに、その成果を広く公開し活用していくことによって、城とまちが一体となった「広島らしい風景を持つ空間」の創出を目指す。史跡指定地内における広島城跡の本質的価値の保存・継承に加え、かつて広島城を構成していた郭跡・櫓跡・石垣や屋敷跡等が地下に遺存している可能性のある旧広島城範囲や旧城下町範囲については、近代以降の改変に関する記録類の整理を始めとした各種調査研究を進め、その価値の顕在化と保護へと繋げていくことを目標とする。これら広島城跡を構成する諸要素について、地区ごとに現状変更等の取扱基準を定め、広島城跡の価値が損なわれることのないよう適切に運用していく。

第2節 保存管理の方法

1. 基本的な保存管理の方法

- ・ 日常的な維持管理

現在実施している日常的な維持管理を引き続き行い、遺構の保存に加え史跡及び都市公園としての良好な環境と景観の保全に努める。

- ・ き損箇所等の把握

史跡内のき損及びそのおそれのある箇所や、変状の進行等を把握することに努め、き損の未然防止や拡大防止を心掛ける。

- ・ 計画的な修理や整備の実施について

史跡の園路等を始め、経年劣化等により補修・修理が必要となっている箇所については計画的に修理、整備を行う。実施に当たっては、史跡の本質的価値を損なわないよう、事前にその実施内容を十分に検討した発掘調査、文献調査等を行い、その調査結果を基に保存活用会議等において実施内容を検討し、文化庁や広島県教育委員会の指導・助言を踏まえ、計画的に進めるものとする。

2. 構成要素ごとの保存管理の方法

史跡を構成する要素ごとの保存管理方針については、諸要素の分類に従い以下にその方法を提示する。

(1) 本質的価値を構成する諸要素

第7章 保存管理の方向性と方法

堀跡、曲輪、石垣、土居、地下遺構や、これらが位置する地形から構成されているものであり、本史跡において最も重要な要素として「現状保存」を原則とする。文化財保護法による史跡の取扱に基づき、整備・活用や維持管理、学術的に必要な発掘調査を目的とする場合などを除き、原則として現状変更行為は認めないものとする。

(2) 広島市の歴史的経緯を示す諸要素

広島城築城以前の状況を示す埋蔵文化財や、広島城跡の近代の変遷を示す陸軍関連施設の遺構などが含まれる。これらの中には、唯一の被爆した城郭である広島城跡に立地していたことから、被爆時の火災痕跡などを併せ持つ例も存在しているため、現状変更せずに後世に伝えていくことを検討する必要がある。また、この中の旧中国軍管区司令部防空作戦室については、広島原爆遺跡の構成要素として国の史跡に指定されている。当面は本計画内で整理した価値基準に基づいた維持管理が継続されることとなるが、将来的にはその史跡としての管理を行うものとする。

表7-1 広島城跡の歴史的経緯を示す諸要素の例

広島城跡の歴史的経緯を示す諸要素	広島城築城以前の状況を示す埋蔵文化財、第5師団司令部や日清戦争に際して置かれた大本営跡と昭憲皇太后御座所跡、被爆遺構としてその姿をとどめる旧中国軍管区司令部防空作戦室を始め近代広島城跡の変遷を示す陸軍関連施設の遺構、桜の池や石組溝等の構造物、地下遺構、被爆樹木など。
※被爆時の痕跡等を持つ諸要素について	史跡広島城跡の本質的価値の判断基準とは異なった価値基準の一つとして捉え、適切な維持管理を行う必要がある。

本要素も、歴史的価値を構成する重要な遺構として取り扱うものとし、活用・整備や維持管理、学術的に必要な発掘調査を目的とする場合などを除き、原則として現状変更行為は認めないものとする。なお、石垣のように本質的価値を構成する要素であり、かつ被爆時の火災痕跡をとどめる遺構について保存管理上修復等の必要が生じた際には、できる限り、新補材等に置き換えるのではなく被爆時の痕跡等を残すことに留意した整備手法を検討するものとする。

(3) 本質的価値の理解を助ける諸要素

戦火により一度は焼失したが詳細な史資料によって忠実に復元された表御門などの復元建造物や外観復元建造物である現天守、史跡の周知の役割を担う案内板や説明板などの施設が含まれる。これらの施設は史跡の内容を視覚的に補完し、説明する役割を持っており、建造物については適切に維持管理するとともに、案内板や説明板の内容について調査等により新たな知見が得られた際には、その内容更新を検討する。

(4) 史跡の保存管理・活用に有効な諸要素

公園施設の中で史跡の維持管理及び安全管理に必要なものについては、長寿命化を図りながら、必要に応じて計画的に更新を行う。なお、史跡整備に支障があるものについては、適切な場所への移転を検討する。

史跡指定地内への車両の乗入は、地下遺構保護の観点からも管理用車両等最小限に留めるものとし、一般車両については将来的に史跡指定地外の適切な箇所への駐車を促していくものとする。

3. 地区ごとの保存管理の方法

第5章で整理した史跡広島城跡を構成する諸要素の現状と課題を基に、その保存管理の方法について、地区ごとに記載する。

なお、史跡範囲内に存在する石垣については、測量図や石垣カルテの作成を始めとした、石垣の保存整備のための基礎資料を準備する取組を短期・中期的に実施する予定である。この取組実施の結果として明らかとなる、石垣のき損及びそのおそれのある箇所、後世の積み直しにより石垣の本質的価値が損なわれていることが判明した箇所などについては、その緊急度に応じて対応を検討する。特に近代以降の改変によって本質的価値が損なわれている箇所については、史跡内全体を把握した上でその優先順位を勘案し、保存活用会議等において整備内容を検討した上で、文化庁や広島県教育委員会の指導・助言も踏まえて、計画的に進めていくものとする。

また、以下に示した方法の詳細や実施スケジュールについては、今後改定予定の整備基本計画の策定過程の中で、有識者を交えて十分に検討した上で定めるものとし、保存のための整備を着実に実施できるように努める。

(1) 本丸上段

城郭の中心部を構成していた場所であり、本丸御殿跡を始めとした多くの地下遺構が未調査のものも含めて数多く所在している。また、天守台石垣や東・南走櫓石垣を始めとした広島城の本質的価値を示す諸要素が集中する場所でもある。

本地区では天守の木造復元に向けた調査・検討のため、これまでに天守台及びその周辺の石垣の現況調査や復元の根拠となる資料集作成などが取組として進められており、今後も各種調査検討や取組が継続予定である。その中で、地下遺構を適切に保存・活用していくための観点、また、調査検討の一環として必須となる基礎的な情報を取得する観点から、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査や地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を、短期・中期的な取組として実施する。

調査の概要については後述の第10章でも触れるが、調査についてはその実施内容を保存活用会議等において十分に検討した上で進めるものとし、状況に応じて史跡保護の観点から、地中レーダー探査等の非発掘手法による先行調査も適宜実施する。また、調査成果を踏まえ、新たな広島城跡の本質的価値が明らかになった場合は、それを損なうことのないよう、必要に応じ柔軟に調査計画の見直し・修正を行っていくものとする。

(2) 本丸下段

本地区には、本丸上段と同様に広島城跡の本質的価値を構成する要素である多くの地上遺構と、良好に残存すると考えられている地下遺構が、未調査のものも含めて数多く所在している。その一方で本丸上段に比べ、過去の都市公園的整備に伴って実施されたと見られる遺構保護層の流出があり、排水設備の劣化も見られる。このため、降雨時には溢水による園路の通行不良を始めとして快適な環境が損なわれている箇所があり、地下遺構の保存管理の面からも懸念が生じている。

第7章 保存管理の方向性と方法

以上のことから、遺構保護層の復旧・再整備、園路動線や排水経路の再検討などのための基礎情報取得を目的とした、平面確認調査の実施を中・長期的な取組として検討する。検討に当たっては、史跡内全体の遺構保護層の現状を明らかにするための調査など、前提となる基礎的情報の取得も必要となるため、これらの計画的な実施についての取組を進めるとともに、当面は流出した被覆土の補完といった維持の措置を継続するものとする。

また、本地区中央南側に所在する旧中国軍管区司令部防空作戦室は、広島原爆遺跡の構成要素として国の史跡に指定されている。当面は本計画内で整理した価値基準に基づいた維持管理を継続することとなるが、将来的には関係機関と調整し、重なる史跡双方の価値を活かした史跡保護を検討していく必要がある。

(3) 二の丸

本地区は、平成6（1994）年に二の丸復元建物の整備が完了しており、史跡内で最も整備が進んでいる地区である。しかしながら、遺構の平面表示や説明板など経年劣化が見られる箇所があるため、適切な維持管理が必要となっている。このため、日常的な維持管理を超える部分に関しては、今後改定予定の整備基本計画の策定過程において他の地区と合わせて検討する予定である。

(4) 史跡外周部（三の丸及び外郭の一部）

史跡外周部は史跡に隣接する道路で囲まれた部分を指し、保存管理計画では「三の丸の一部であることから、史跡保存のため可能な限り追加指定を検討する」とされている範囲である。このうち南西隅のエリアについては、現在施設整備やソフト面の取組等に関する方向性が別に示されており、現段階では他の部分と同列に扱うことが困難なため、便宜的に「三の丸エリア」と「その他のエリア」に区分する。ともに史跡範囲外ではあるが、史跡広島城跡と密接な関わりを持ち、広島城跡の本質的価値を構成する要素である地下遺構を遺存していると考えられるため、史跡と一体的な保存活用を図る範囲として捉える。

「三の丸エリア」については、遺構の保存に十分な配慮をするため、試掘調査の成果を踏まえ、一部の平面確認調査を短期的取組として実施する。また、検出された遺構の状況に応じて、地下遺構の保護対策等について柔軟に検討するものとする。

「その他のエリア」については、中央公園の区域内であり、かつ文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、現在も試掘調査の実施及び現地工事立会等を適宜行っている。これらについてはこれまでどおり、広島城跡を構成する本質的価値要素を損なわないよう注意して実施することとし、長期的な取組として計画的な埋蔵文化財調査の実施を検討する。特に北西の緑地帯で天端石の一部が露出している、近代に埋没された中堀石垣などについては、史跡範囲外ではあるが、史跡内の遺構保護層の復旧・再整備の検討過程の中に入れて検討していくものとし、その保存を図るための措置の一環として史跡の追加指定なども視野に入れた柔軟な対応を検討する。

(5) 旧広島城範囲

かつて広島城を構成していた郭跡・櫓跡・石垣などについては、長期的な取組として着実に調査研究を進めていく。近代以降に埋め立てられた堀跡や、市街化によりかつての姿が失われ城の一部であることが理解されにくくなっている地下遺構に関しては、その経緯を示す諸記録類を整理することによつて的確に遺存状況を把握し、機会をとらえ発掘調査を実施するなどの取組を継続する。特に埋め立てられた堀跡とその改変経緯などは、本市の都市形成の沿革を示す重要な遺跡であることに十分留意し、それらを分かりやすく伝えるための取組も検討する。

また、重要な遺構の発見や調査の進展過程において、所有者等関係者との調整が整えば、その保存を図るための措置として、史跡の追加指定なども視野に入れて柔軟に検討していく。

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び基準

1. 制度の概要

文化財保護法（以下この節において「法」という。）第125条では、史跡地内で「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、文化庁長官の許可を受けることが義務付けられている。ただし、その行為が維持の措置等、史跡等への影響が軽微なものについては、許可を要しないとされている。

また、法184条第1項第2号の規定に基づき、重大な現状変更以外については都道府県・市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は文化財保護法施行令（以下この節において「令」という。）第5条第4項第1号に示されている。この法令に基づく現状変更許可の具体的な取扱基準は、令第5条第4項第1号イからルまでにあげる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下この節において「事務処理基準」という。）に定められている。

2. 法令上の基準

事務処理基準では次の場合、現状変更等の許可ができないものとされている。

- ・史跡の適切な保存・活用のために策定された保存活用計画に定められた保存管理の基準に反する場合
- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

また、法第125条ただし書きにより、次の場合、現状変更等の許可が不要とされている。

- ・維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- ・保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

なお、「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（以下この節において「規則」という。）第4条に

次のように定められている。

- ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

ただし、き損が生じた場合には、法第 118 条の規定により準用する法第 33 条の規定によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合には法第 127 条の規定による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

3. 史跡広島城跡の現状変更等に係る原則と基本方針

制度の概要及び法令上の基準は前述のとおりであり、現状変更等に係る許可は、最終的には許可権限者である文化庁長官や広島市教育委員会が、法令で定められた基準等に基づいて判断するものである。

以下では、前章までに示した史跡広島城跡の本質的価値や大綱に基づき、史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、本計画における原則と基本方針を定める。

(1) 原則

史跡の本質的価値及び本質的価値を構成する諸要素の保存に影響を与える行為、又は史跡の景観に大きな影響を及ぼす行為については原則として認めないものとする。

(2) 基本方針

現状変更等の取扱いに関する基本方針は、以下のとおりとする。

- ・発掘調査については、保存・整備に係るものに限るとともに、必要最小限の範囲にとどめ、遺構の保存を原則とする。また調査に先立ち、保存活用会議においてその目的や内容、手法や実施期間等について十分な検討を行い意見や助言を得るとともに、文化庁や広島県教育委員会の指導・助言を受け、効果的かつ円滑に進めるよう努める。
- ・整備については、本質的価値を構成する遺構の保存を最優先とし、その価値の理解を深めることを目的とするとともに、史跡全体の景観保全に配慮したものとする。
- ・史跡の保存管理・活用・整備を図っていく上で必要な行為については、事務処理基準で示された「現状変更等の許可ができないもの」に該当しないか適正に判断することとし、該当しない場合においても、必要に応じて遺構の保護措置や遺存状況確認のための試掘調査や市教育委員会の立ち合い等の条件を付すものとする。
- ・建造物や石垣等の保存修復については、史跡の保存管理や利用者の安全確保の観点からやむを得ないものに限定し、必要最低限の範囲にとどめる。
- ・土地の形状変更については、現状維持を原則とし、史跡の保存・活用・整備を図って

- いく上で必要なものに限定する。ただし、都市公園としての整備が実施されている箇所については、史跡への影響を十分に考慮した上で分野別計画を策定し、史跡の本質的価値をより高める方法での整備を検討、実施していくものとする。
- ・植栽については、新たな植栽は原則として認めないものとする。管理・活用の上での危険木、整備や史跡としての景観保全を目的とした支障木の伐採については認めるものとするが、抜根については、遺構への影響が無いもの及び遺構に対し保存措置を講じた場合にのみ認める。なお、史跡範囲内全体の植栽計画の検討に基づく形で計画的に実施していくことがより適当である。
 - ・史跡の管理に必要な設備（法第115条第1項の標識・説明板・境界標・囲い柵等）の設置、改修、除去については認める。ただし、設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他の土地形状の変更は必要最小限のやむを得ない範囲とする。
 - ・工作物の新設、改修、除去については、史跡及び景観への影響が無いものは認める。
 - ・地下埋設物の新規設置、改修については、史跡の保存管理・活用・整備のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限の範囲のものは認める。ただし、新規設置の場合、事前に発掘調査等を行い遺構への影響が必要最小限であると判断される場合に限り認めるものとする。
 - ・その他、上記に定めのない事項を実施する際には、広島市教育委員会と事前協議を行い、文化庁の指導の下、その都度適切な判断を行うものとする。

表7-2 現状変更等に係る原則

	建築物				構造物（園路・排水設備等）			
	新築	増築・改築	解体・撤去	仮設	新設	改修	仮設	撤去
本丸上段	原則認めない。ただし、史跡の保存管理・整備上必要で遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は認める。	遺構に影響のない場合は認める。	期間が限られ、遺構に影響のない場合は認める。		史跡の保存管理・整備上必要で遺構への影響が軽微であり、周辺の景観に配慮した場合は認める。	期間が限られ、遺構に影響のない場合は認める。	遺構に影響のない場合は認める。	
本丸下段	原則認めない。ただし、史跡の保存管理・整備上必要で遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は認める。民有地にあつては、遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は認める。	遺構に影響のない場合は認める。			史跡の保存管理・整備上必要で遺構への影響が軽微であり、周辺の景観に配慮した場合は認める。	遺構に影響のない場合は認める。		
二の丸	原則認めない。ただし、史跡の保存管理・整備上必要で遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は認める。	遺構に影響のない場合は認める。			史跡の保存管理・整備上必要で遺構への影響が軽微であり、周辺の景観に配慮した場合は認める。	遺構に影響のない場合は認める。		
史跡外周部	指定地外であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地として協議を行う。							

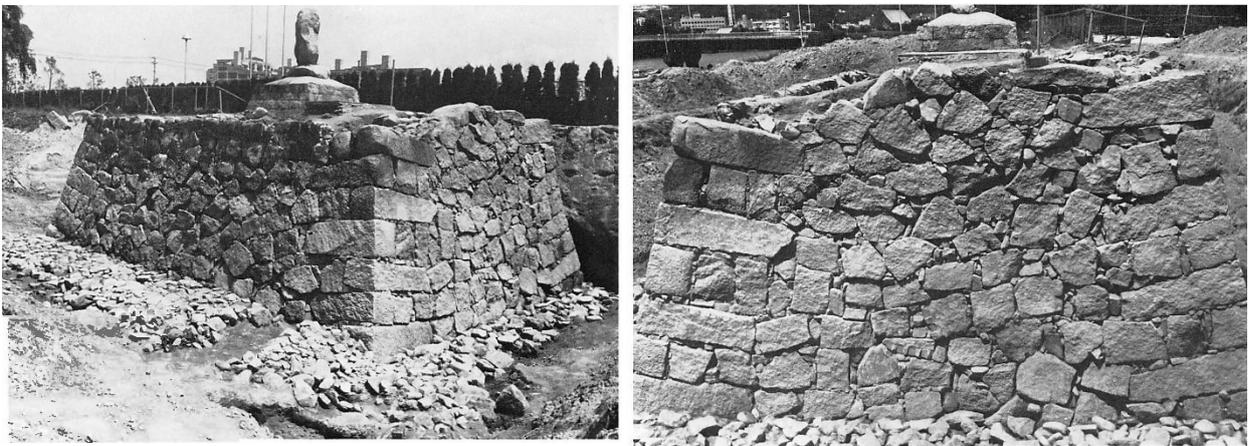
第4節 史跡の保存に係る法的・行政的・技術的措置と調査研究

1. 追加指定

旧広島城範囲において、これまでの発掘調査等により明らかとなっている遺構には、外郭西側櫓台跡と三の丸北東隅中堀石垣の2か所がある。

前者は国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所が管理する護岸緑地内に所在しているもので、昭和54（1979）年度に発掘調査が実施された後に埋没保存されている。調査の結果、刻印を持つ石垣石材が確認されており、広島城の櫓の構造を知る上で貴重な遺構である。後者は広島高等裁判所が管理する敷地内に所在しているもので、近代に埋め戻された中堀の南側にL字型でわずかに残されている。これまで「学問所土塁跡」と呼ばれてきたもので、近代には弾薬庫の土塁に転用されたと伝えられているが、その位置と性格から元々は中堀に面する石垣と土居跡であったと考えられる。

この両者については、土地管理のあり方等今後検討を要する課題はあるものの、関係者の理解を得ながら、将来的な追加指定に向けて取り組むものとする。また、後者とその周辺に関しては過去に発掘調査が実施されていないことから、機会をとらえて発掘調査の実施などに取り組む。



外郭櫓台検出状況

2. 史跡の保存に係る調査・研究

各種施策の検討・実施の根幹をなす調査・研究については、史跡指定範囲の内外を問わず、広島城跡に関するこれまでの調査成果や史資料、過去の工事記録類などを整理・蓄積していくための取組を計画的・継続的に実施する。その過程では、関係機関や学識経験者等との連携を図りながら、その成果を公開・共有し、広島城跡の本質的価値の理解に基づいた魅力向上に努める。また、こうした調査・研究を主体的・継続的に実施していくための体制づくりについて、関係機関や学識経験者等の意見を踏まえながら検討していく。

史跡等の多角的な価値を把握するための調査研究

【学術的な調査研究】考古学、歴史学、地理学、建築学、造園学、生物学、地質学等

・近世の城、近代の改変と利用状況の変遷に係る調査等の検討

史跡等を適切に保存するための調査研究

【復旧（修理）に係る手法等の調査研究】保存科学、保存工学

・現地における工法試験調査等の検討

史跡等を適切に活用するための調査研究

【遺構表示に係る調査研究】

【効果的な活用に係る調査研究】利用動線、施設内容、満足度調査等

【適切な運営管理に係る調査研究】観光、周辺とのネットワーク、サイン、運営体制等

「史跡等整備の手引きⅢ 技術編」 第1章第1節2をもとに作成

3. 非常災害時における維持管理と復旧への対応

地震や大雨、台風などの自然災害によるき損及びそのおそれのある箇所の情報については、日常的な見回りによる異変察知や経年変化の把握を行うように努める。

また、広島城跡本丸（上段・下段）は、本市が定める「地震・津波・大火」を対象とした指定緊急避難場所であることから、災害の状況に応じて避難場所としての対応が必要となることにも十分に留意する。

